

長野市の条例における過料について

過料を設定している条例 23条例 (平成29年7月31日現在)
(内訳) 5万円以下 17条例
10万円以下 5条例 (介護保険法など法律に基づき制定)
1万円以下 1条例 (合併前の鬼無里村時に制定)

◎ 5万円以下に設定している条例

➤ 長野市都市公園条例(昭和41年10月16日長野市条例第90号)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙、はり札その他の広告物を表示し、又は掲出すること（指定された場所に市長の承諾を受けて表示し、又は掲出する場合を除く。）。
- (6) 立入禁止区域に立入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) 動物を引き連れ（盲導犬、聴導犬その他これらに類するものをその目的のために使用する時及び規則で定める都市公園の市長が告示する区域において飼犬を引き綱等を付けて散歩させるときを除く。）、又は他人の迷惑となるような物品を携帯して入園すること。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (10) その他管理上支障があると認められる行為

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。（中略）

第5条（第15条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

➤ 長野市個人情報保護条例(平成3年8月30日長野市条例第32号)

第56条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく記録個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

➤ 長野市法定外公共物の管理に関する条例(平成4年6月30日長野市条例第42号)

第20条 詐欺その他不正な行為により、料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

➤ 長野市道路占用料徴収条例(昭和44年6月30日長野市条例第51号)

第10条 詐欺その他不正な行為により、占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

以下、条例名のみ掲載

- 長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例(平成16年12月28日長野市条例第97号)
- 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成22年12月27日長野市条例第66号)
- 長野市地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例(平成16年12月28日長野市条例第102号)
- 長野市都市下水路条例(昭和57年6月25日長野市条例第59号)
- 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年9月30日長野市条例第51号)
- 長野市厚生住宅の設置及び管理に関する条例(平成16年12月28日長野市条例第145号)
- 長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例(平成16年12月28日長野市条例第146号)
- 長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成16年12月28日長野市条例第147号)
- 長野市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例(平成8年3月28日長野市条例第17号)
- 長野市水道事業給水条例(昭和42年12月23日長野市条例第89号)
- 長野市公共下水道条例(昭和41年10月16日長野市条例第122号)
- 長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成6年9月30日長野市条例第36号)
- 長野市戸別浄化槽の管理に関する条例(平成16年12月28日長野市条例第100号)

◎10万円以下に設定している条例

- 長野市市税条例(昭和42年1月9日長野市条例第2号)
- 長野市介護保険条例(平成12年3月30日長野市条例第7号)
- 長野市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月28日長野市条例第9号)
- 長野市国民健康保険条例(昭和43年3月27日長野市条例第27号)
- 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年11月27日長野県後期高齢者医療広域連合条例第15号)

◎1万円以下に設定している条例

- 長野市鬼無里山岳公園条例(平成16年12月28日長野市条例第124号)